

四半世紀を迎えた製造物責任の準拠法に関するハーグ条約(上)

——理論的・政策的根拠の分析を通して今後の法的問題への適応を探る——

ハーグ国際私法会議事務局次長

アデア・ダイアー (Adair Dyer)*

★道垣内正人／東京大学助教授 Ⅱ ★織田有基子／東京大学助手 [翻訳]

目次

はしがき (翻訳者)

Ⅰ 序論
製造物責任準拠法条約の背景

a デュトロワ・メモ
交通事故についての準拠法に関する条約

c アメリカにおける「低触法革命」
「連結集中」アプローチ

e EECにおける契約及び契約外債務の準拠法に関する条約草案 (一九七三年)

Ⅲ 製造物責任準拠法条約の実際の運用

a 判例
結果の予測可能性

Ⅳ 条約の方法論及び連結点に関する批判
a ヨーロッパ及びアメリカにおける今日までの議論

b ブラッセル・ルガノ条約及びアメリカの裁判官轄ルールとの関係から見た評価
c 理論的及び実践的観点からの評価
Ⅴ 二〇年後の再評価

はしがき (翻訳者)

以下に掲載する論文は、一九九三年一月二四日、(財)金融財政事情研究会大会議場で開催された「ハーグ国際私法会議一〇〇周年記念シンポジウム」における、同会議事務局次長のアデア・ダイアー氏の講演原稿に本人が手を加えたものである。

ハーグ国際私法会議 (The Hague Conference on Private International Law) は、オランダの学者アッセル (Asser) の提唱により設立された国際機関であり、各国の国際私法の統一を目的に一八九三年以来活動が続けている。事務局はオランダのハーグに置かれている。戦後は、

一九五一年の第七会期以来ほぼ四年に一度のペースで会議が開催され、戦後採択された条約だけで、一九九三年の第一七会期までに三二を数えている (一九九三年七月一二日現在の各国の署名批准状況は、NBL五三二号五四〇五頁の表参照)。現在、加盟国は四一ヶ国であるが、非加盟国でも、同会議の作成した条約に加盟することは可能である。日本は、

一九〇四年の第四会期以来の加盟国であり、「民事訴訟手続に関する条約」、「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」、「外国公文書の認証を要とする条約」、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」、「遺言の方式に関する法律の

低触に関する条約」、「扶養義務の準拠法に関する条約」の六つの条約を批准している。

本論文の対象となっている「製造物責任の準拠法に関する条約」(一九七三年署名、一九七七年発効) は、日本は署名・批准していないが、ヨーロッパの八ヶ国が締約国となっており、その間では実定法として機能しているものである。

この条約について詳しくは以下の論文で論じられているが、ここで簡単にまとめると、その特徴は、被害者の常居所地、加害者の常居所地、物品取得地及び損害発生地の四つの連結要素の組み合わせによる段階的連結を採用している点にある。すなわち、同条約四条から六条によれば、

被害者の常居所地をA、加害者の常居所地をB、物品の取得地をC、事故発生地をDとすると、第一順位として、AⅡBまたはAⅡCのときには、A法、第二順位として、DⅡA、DⅡBまたはDⅡCのときは、D法、第三順位として、それ以外のときは、被害者にB法またはD法の選択を認めるという定め方をしている。

日本において、国際的な製造物責任をめぐる紛争が発生した場合、すなわち、C国で購入したB国製の製品を日本に持ち帰って使用した日本(A)在住の者が、その製品の欠陥により日本(D)で損害を被った場合、どのように処理されるであろうか。

この条約が適用されれば、右のDⅡAの場合であるから、事故発生国法である日本法が適用されることになるが、条約を批准していないわが国の国際私法上、不法行為の準拠法は原因事実発生地とされ(法例一条一項、加害行為地と損害発生地とが異なる場合、いずれを準拠法とするか議論があるところである。加害者の行為規範としての予見可能性の見地からは加害行為地法によることが望ましいが、製造物責任のよう

に実質法上、被害者保護が重視されるタイプの不法行為については、損害発生地法によるべきであるとの見解が多い。さらに、解釈論として、製造物責任を法例一条の不法行為からはずし、条理により準拠法を決定するとの見解も有力である。このように、必ずしも明確な答えが用意されているわけではないのである。

日本では、製造物責任の立法化がようやく決定した段階であるが、国際化のますます進展する今日、右のような国際的な製造物責任の問題の発生は容易に予想されるところであり、そのような認識のもとに、ハーグ国際私法会議は既に一九七〇年代にこの分野での準拠法決定規則の統一を目指したのである。わが国でも、少なくとも立法論としては、製造物責任については法例一条のような単純な不法行為地法主義ではない別の連結政策を考えるべきであると考えられており、その意味で、日本がこの条約をそのまま批准するか否かは別として、本論文はわが国にとって大いに参考になるものと思われる。

なお、紙幅の関係で条文の翻訳は掲載しないが、高桑昭「生産物責任に適用される法律に関する条約について」(国際商事法務二巻二二頁(一九七四年))の末尾に仮訳が掲載されているので、ご参照願いたい。その他、この条約を含め製造物責任の準拠法については、ウィリアム・リース(高橋一修訳)「ハーグ会議と生産物責任に適用される法に関する条約」(国際商事法務五巻二二頁(一九七七年)、浜上則雄「生産物責任の準拠法についてのハーグ条約」(下)判例時報一〇一四号三頁、一〇一五号一二頁(一九八一年)、佐野寛「生産物責任の法選択に関する一考察」(三・完)「名大法政論集九一号一頁、九七号一四頁、九九号二三〇頁(一九八二四年)、松岡博「生産者責任の準拠法」(阪大法學四〇巻三・四号一九九一年(一九九一年))同・国際取引と国際私法(一九九三年)所収、佐野寛「スイス国際私法における不法行為の準拠法」(岡山大学法学会雑誌四二巻一号五九頁(一九九三年)、参照。

本シンポジウムの開催にあたっては、(財)全国銀行学術研究振興財団の助成を得た。記して感謝したい。

序論

「製造物責任の準拠法に関する一九七三年一〇月二日の条約」は、最初の署名がなされてから二〇年が経過し、批准国は八カ国、他に署名はしたものの未だ批准には至っていない国が三カ国となった。最近では、一九九二年にフィンランドが批准している⁽¹⁾。このように、この条約は二〇年後の現在も、なお関心を集めているのである。

ただ、一九七二年一〇月の第二二期にこの条約の準備のために参加した二六カ国という数に比較すると、現在までに批准した国の数は、その四分の一を僅かに上回っているに過ぎない。さらに、これら八カ国すべては、他の三つの署名国と同様、ヨーロッパ大陸に位置している。このように、この条約を署名・批准した国々を見ると、この条約の規定は特定の地域(ヨーロッパ大陸)内で適用されるに過ぎないが、今もなおいくつかの国々が関心を寄せていることから、法の統一に一定の役割を果たしているということができよ

う。このような状況のもとで、この条約を歴史的に分析することは、条約の進む方向を見定めるのに有効であり、またこの条約の理論的・政策的根拠を批判的に分析することによって、二一世紀初頭に直面することになるかもしれない製造物責任に関する法的諸問題に対して、この条約がどこまで適応してゆけるのかを占うことができると思われる。

〔注〕

*本稿は、筆者個人の見解を述べたものであり、如何なる機関とも関係していない。

(1) Actes et documents, Douzième session, 1972, Tome III, p.246; 1956 U.N.T.S.187.

批准国は、フィンランド、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スロヴェニア、スペイン、旧マケドニアの八カ国であり、署名のみで未批准の国は、ベルギー、イタリア、ポルトガルの三カ国である。

II

製造物責任準拠法条約の背景

a デュトワ・メモ

ハーグ国際私法会議第一〇会期（一九六四年一〇月）の最終議定書において、オランダ国家委員会とハーグ国際私法会議事務局に、第一会期またはそれ以降の議題として、「不法行為における裁判管轄と準拠法の決定」を取り上げることが適切であるかどうか検討するよう要請がなされた。

これは、英国代表からの提案に基づくものであった⁽²⁾。歴史的には、ハーグ会議は不法行為の分野における議題を取り上げたことがなかったのであるが、一九六四年一〇月二七日から二八日にかけて開かれた総会で右のとおり採択されたのである⁽³⁾。

一九六〇年代のハーグ会議の発展期に整備されていた実務に従って、事務局の一員であるベルナル・デュトワ (Bernard M. Dutuit) 氏が、(フランス語で)国際私法にお

ける不法行為に関するメモランダムを起草し、それは一九六七年一月に準備文書(その一)として配布された⁽⁴⁾。そのメモランダムの中でデュトワ氏は、製造物責任を含む⁽⁵⁾、不法行為に関するあらゆる訴訟を全体的に検討し、不法行為について、立法管轄及び裁判管轄に関する一般条約の準備を行うことは妥当ではない、と結論した。「製造物責任」に関しては、この方面の国内法があまり進展していないので、その研究に直ちにとりかかるべきではない⁽⁶⁾と考えた彼は、交通事故に関する低触法の問題に焦点を絞って研究をすすめた。その結果が、ハーグ国際私法会議によつて起草された不法行為分野における最初の条約である「交通事故の準拠法に関する一九七一年五月四日の条約」⁽⁷⁾となったのである。

しかし、製造物責任の問題を放棄する前に、デュトワ氏は製造物責任の準拠法について、以下のように考察していた。

「理論的には、さまざまな法律の適用が考えられる。まず最初に、損害発生地法であるが、これは多くの場合、被害者の常居所地法と一致するだろう。次に、損害を直接に引き起

した行為が行われた地の法律、言い換えれば、製造物の最終的な販売地法である。最後に、危険な物が製造された地の法、すなわち、売主である企業の所在地国の法律である。製造会社の本社が工場所在地国以外にある場合には、その製造会社の本社のある所在地国の法律も考慮されるだろう。

エーレンツヴァイク (Ehrenzweig) によれば、製造地法ではなく損害発生地法を準拠法とすべきであるとされている。確かにこうすれば、製造者は、製造物の販売地ごとに異なる法律に従って損害賠償請求がなされてくることを覚悟しなければならなくなるであろう。そうなれば、この法律こそが「合理的に予見可能な、かつ保険をかけるのに適した法」となるのである。反対に、製造地法を準拠法にすることにしたらば、消費者は、損害が生じた場合に自分法的にどの程度保護されるのかを知るために、製造地法がどのように規定しているかを調査してから、危険なものかもしれない製造物を使用する、という實際上不可能なことを強いられることになってしまうのである。」

デュトワ氏の右の考察は、約五年後、『製造物責任の準拠法に関する条約』で採用された連結点に生かされることになった。一九七二年のハーグ会議の第一二期において起草されたこの条約では、連結点としては損害発生地や責任を問われている者の主たる営業所所在地が用いられ、製造地は排除されているのである。

b 交通事故についての準拠法に関する条約

一九六七年初頭のデュトワ・メモに始まる作業は、一九六八年一〇月の第一二期における『交通事故の準拠法に関するハーグ条約』の最終条文の採択で、その第一段階を終えた。ハーグ会議においては、不法行為全般についての準拠法条約の作成は計画せず、必要に応じて、不法行為分野の問題を個別的に取り扱う、との方針が決定されていたところ、交通事故は大問題となっており、厳格な伝統的不法行為地法主義の例外を認める必要性が広く認識されつつあったのである。

デュトワ氏が指摘するように、行為と損害がほとんど同じ場所で見えるからである。しかしながら、関係当事者間に「社会的一体性」がある場合や、不法行為が「社会的帰属性」を有する場合に、不法行為地法主義の例外を考慮する余地が生じ得るであろう⁽⁸⁾。

結局のところ、交通事故条約の第三条は、不法行為地法主義を採用し、「準拠法は、事故が発生した国の国内法とする」と、規定した。

第四条に規定されている例外は、関係するすべての車二台だけが関係する場合を含むが同じ国に登録されており、その国が事故発生地ではない場合に關するものである。第四条によれば、(一)その不法行為が事故発生地に「社会的に帰属」しておらず、かつ、(二)当事者間に「社会的一体性」があり、それが車の登録国に集中している、という場合にのみ、登録国法が適用される。

第六条は、「まったく登録されていない車、または数カ国で登録されている車については、登録国法に代えて、それが通常駐車している国の国内法による」と、規定している。このことは、車の所有者・占有者・管

理者・運転者のいずれもが、事故当時登録国に常居所を有していない場合にもあてはまる。これはエーレンツヴァイクの考え方に倣うものであり、いわゆる「garage」（車庫地法）（車が保管される車庫のある地の法主義である。繰り返し、車庫のある地、及び所有者・占有者・管理者・運転者の地理的結びつきに着目して、事故地への社会的帰属の欠如、及び社会的一体性の有無が問題とされるのである）。

録されている互いに関係のない二台の車が外国で衝突した場合であつても、双方の車の乗客が常居所を同じくしており、それが車の登録地であるときには、車の登録地法と一致する共通居住地法の適用を正当化するに十分な社会的一体性が認められるといえよう。

このように、事故地法主義から決別するとしても、もちろん他国の道路規則を変更するわけにはいかず、第七条は、たとえ準拠法がどのようなものであるにしても、責任判断の際には、事故当時交通事故発生地で施行されていた交通の規制及び安全に関する規則を考慮しなければならぬ、と規定している。

これらの規定の起草過程からは必ずしも明らかではないが、事故発生地法の適用に対して例外を設けた背景に、「連結の集中（clustering of contacts）」という考え方があったのは事実である。一般に、車の登録地法は、関係するすべての車が一つの国に登録されていて、かつ、請求者がその車の所有者・占有者・管理者・運転者のいずれかであるか、または、その車の登録国に請求者の常居所がある場合にのみ適用される。

ハーグ交通事故条約で予定されているように、登録地法が適用されるには、社会的・一体性が十分に認められるか、または、少なくとも事故発生地との結びつきがないといえる程度にまで「連結の集中」がなければならぬ。この条約のラポルトゥールであるエリック・エッセン (Eric W. Essén) 氏は、上記の例外について、「不法行為地法以外の法に関連している場合」であると表現している⁽⁹⁾。

次項において、アメリカの不法行為法の分野でいわゆる「低触法革命」について概観した後、もう一度「連結の集中」という考え方に話を戻すこととする。というのは、一九六〇年代初めのアメリカの裁判所の判例に見られるこの考え方の発展が、その後、ハーグ交通事故条約及びハーグ製造物責任条約における伝統的な不法行為地法主義への決別に、不可避的に影響を与えたと考えられるからである。

c アメリカにおける「低触法革命」

二〇世紀前半、アメリカの不法行為低触法における支配的見解は、「既

得権」や法の確実性・予測可能性の価値を極めて重視する、ハーヴァード・ロー・スクールのジョセフ・ビール (Joseph Beal) 教授の見解であった。同教授は、固定的なルールを支持し、低触法第一次リステイトメント (一九三四年) の報告者として、伝統的な不法行為地法をルール ("black letter" law) として明記した。合衆国最高裁判所も、それより前、二〇世紀初頭の不法行為事件の判決において、「既得権」理論を支持していた⁽¹⁰⁾。

この伝統主義者による既得権理論の優勢に対しては、少なくとも学界においては反対の声があった。低触法学者の中ではまだ少数派であったが、彼らは次のように声高に反論したのである。裁判所は決して外国法を「適用」しているのではないのだ。既得権理論によれば外国法を適用することになる場合にも、裁判所は依然として「ローカル・ロー」を適用しているのだ。ただ、妥当な結論を導くのに便利のように、外国法からルールを借用してきているに過ぎないのだ⁽¹¹⁾、と。この理論上の考え方の相違により、「ローカル・ロー」理論の支持者は、外国法の適用は「既

得権」の問題であると考えたビール等へではなく、「礼讓」の問題であるとしたジョセフ・ストーリー (Joseph Story) の立場に接近することになった。

もちろん、上記の理論上の相違は、低触法の全領域にわたるものであるが、二〇世紀になって合衆国における不法行為法の発展が急速であったこと、及び伝統的な不法行為の準拠法決定ルールが硬直的であったために、不法行為事件の処理において対立が最も表面化することになった。

そして低触法問題解決の際に「統治利益分析 (governmental interest analysis)」を利用するブレナード・カリ (Brainerd Currie) の理論が、学界において関心を集めるようになった。一九五〇年代後半頃までには、この分野は非常に大きい変化を遂げていた。すでに、一九五四年のオウテン事件判決⁽¹²⁾で、ニューヨーク州控訴裁判所は、(契約事案において)「連結の集中」と呼ばれるアプローチを適用していた。この考え方は、契約関係における重要な要素のいくつかが同じ法域に集中している場合には、その法域の法が適用される、というものである。この判決以前から、

ジョージ・スタンベルグ (George Sumnerberg) 教授は、契約準拠法を決定するために硬直的なルールを用いることは意味がない、ということを経験して⁽¹³⁾、すなわち同教授は、テキサス州のさまざまな判例を用いて、契約準拠法決定のためテキサス州の裁判所は四つの異なるルールを使い分けており、裁判所が別のルールを用いた事案に言及しないこともしばしばである、と主張していたのである。このように、例えば、契約締結地法または契約義務履行地法を準拠法とするという硬直的なルールではなく、「連結の集中」というアプローチの方が、契約事案においても、より適切であり、より理論的に正当性を有すると思われる。

オウテン事件で示されたような硬直的ルール脱却の傾向は、一九六〇年代初めのキルベルグ事件⁽¹⁴⁾及びバブコック事件⁽¹⁵⁾というニューヨーク州裁判所の二つの不法行為事案において、再び具体的な形を現わした。これら二つの事案における理由付けは、その後の不法行為の低触法事件におけるニューヨーク州裁判所の理由付けと同様、完全に整合的であるわけではないが、いずれにせよこれ

らの判決は、損害発生地法の厳格な適用からの脱却を示していた。

このような進展は、ニューヨーク州においてのみ生じたわけではなかった。各々が独自の不法行為法と契約法を持つ五〇の法域を抱える合衆国は、抵触法問題の解決についてさまざまなアプローチによる実験を行うことのできる材料豊かな研究室であった。抵触法第二次リステイメントは一九七一年に最終的な形で出版されたのであるが（九つほどの予備草案がそれ以前に存在している）、その中で、契約についても不法行為についても、事案に「最も重要な関係」を有する法を準拠法とすることとされ、具体的にどの法が最も重要な関係を有しているかの判断の際に考慮すべきいくつかのファクターをそれぞれの場合に列挙するという「アプローチ」が用いられた。これらのファクターの中では、特別の重点や上下関係が与えられているわけではなく、第二次リステイメント第一四五条の末尾において、列挙されたファクターは「個々の争点との関連でその各々が有する重要性の程度に応じてその軽重を判定すべきものとする」⁽⁹⁾と規定されているものの、あ

る学者が指摘しているように、このような「アプローチ」は、裁判所の仕事を「連結点を数え上げることに墮落せしめる」⁽¹⁰⁾ものといえよう。もっとも、第一四六条及び第一四七条では、人身傷害や財産損害の事案について「損害が生じた州の法」が原則として適用されるべきことを明記している。

合衆国のこうした状況は、ヨーロッパにおいては、魅力的であるとともに危険であると考えられた。

一方では、不法行為における伝統的な不法行為地法主義からの脱却によつて統一性が破壊され、ひいては抵触法の体系全体を壊してしまうのではないかと懸念された⁽¹¹⁾。他方、

伝統的ルールに反対する論者は、現代の人・物の移動の状況に堪がみれば、すべての事案において伝統的ルールを機械的に適用するという方法は、まったく偶然的な法を適用することになってしまうと、主張した。そして、後者の考え方が、既述のとおり、伝統的ルールからの穩健かつ慎重な脱却へとつながり、バブコック事件の五年後には、交通事故の準拠法に関するハーグ条約に採用されたのである。一九六〇年代までには、

合衆国においても、カナダ、ヨーロッパにおいても、民間飛行機がその出発から目的地へ到着するまでの間に、異なる法体制を有する一〇ほどの法域を容易にまたぎ越すようになった。それらの国の上空で、エンジン故障や構造的欠陥により墜落したような場合には、不法行為地はまったく偶然的なものと考えられる。例えば、飛行機が天候により通常の飛行ルートをはずれてしまった場合、その墜落地点がどこかは単なる偶然でしかない。伝統的な不法行為地法主義に反対する声は、技術、特に輸送技術の発展に伴って増大したのである。

d 「連結の集中」アプローチ

「連結の集中」アプローチは、抵触法第二次リステイメント第一四五条、「製造物責任の準拠法に関するハーグ条約」、そしてややはっきりしない点はあるが「交通事故の準拠法に関するハーグ条約」の基礎にある考え方である。にもかかわらず、この二つの条約の方法論は、第二次リステイメントのそれとはかなり異なっている。なぜなら、リステイメントにおける連結の集中アプローチ

は、法的場面において生じる「争点」ごとに適用され、いわゆる準拠法の「分割」(disaggregation)を認めるものであるのに対し、ハーグ条約の方は、連結の集中によつて、その法的場面全体における広範囲な一連の争点に適用される単一の法を決定しようとするものだからである。さらに、第二次リステイメントの第一四五条における不法行為準拠法の一般原則は、具体的な事件において個々のいずれのファクターに重点を置くかをオープンにしているが、交通事故及び製造物による損害という特定の不法行為類型に絞っている二つの条約は、これらのファクター、特に場所的なファクターの組み合わせに順位をつけている。この意味において、二つのハーグ条約は、抵触法第二次リステイメントの方法論と「不法行為に関するプロパロー」⁽¹²⁾の理論から基本的な考え方を借用しているものの、それらの柔軟なアプローチを、当該の特定の不法行為類型についての明確なルールの形に作り上げているといつてよからう。この点、一九六八年四月に送付された製造物責任に関する最初のクエスチョネアに対する各国政府の回答におい

て、「製造物の利用によって生じた損害についての製造者の責任を扱う」特別の内国実質法を有していると答えた国がまったくなかった⁽⁴⁰⁾、という点は興味深い。

e EECにおける契約及び契約外債務の準拠法に関する条約草案（一九七三年）

同時代の国際的な動きとして、一九七三年初めに公表された『契約及び契約外債務の準拠法に関するヨーロッパ共同体条約草案』について触れておくべきであろう⁽⁴¹⁾。この草案が作成されたのは、ハーグ国際私法会議が、不法行為の準拠法についての一般的条約の作成はせず、交通事故及び製造物責任を始めとする不法行為の個別の分野ごとに条約を作成する旨を一九六七年に決定したこと、契約の準拠法に関するハーグ会議の作業が国際的財産売買の分野に限定されていたことを背景としている。

EEC条約草案における契約外債務の準拠法についての規定は以下のとおりである。

「第一〇条

① 損害を引き起した行為から発

生する契約外債務は、その行為が行われた国の法によって規律される。

② もっとも、損害を引き起した行為から生じた結果とその行為が行われた国との間に重要なつながりがなく、かつ、その結果が他の国とより密接な関係を有している場合には、後者の国の法が適用される。

③ この関係は、通常の場合には、被害者と加害者に共通する連結点に基づくものでなければならぬ。加害者に代わり第三者の責任が問われる場合には、被害者とその第三者に共通する連結点に基づく関係でなければならぬ。

④ 被害者が複数の場合には、準拠法はその各人につき個別に決定される。」

ここで用いられている方法は、ハーグ交通事故条約のそれに非常に似ているように思われる。というのは、不法行為地法主義の原則が維持されているからである。ただし、他の国の法が発生結果とより密接な関係を有しており、かつ、不法行為地が発生結果と重要なつながりをまったく

有していない場合、すなわち、不法行為地が単に偶然的であるに過ぎない場合には、その不法行為地以外の国の法が適用されるのであるが、そのより密接な関係は、(一)被害者と加害者、または、(二)被害者と責任を引き受けるべき第三者、との間に共通する連結点に基づくかなければならぬ、とされているのである。

〈注〉

- (2) Actes et documents, Dixième session, Tome I, pp.89-90を参照。
- (3) 同上 pp.99-101.
- (4) *Memorandum relatif aux actes illicites en droit international privé*, in Actes et documents, Onzième session, 1968, Tome III, p.9.
- (5) 同上 pp.17-18.
- (6) 同上 p.19.
- (7) 同上 p.193; 965 U.N.T.S.411.
- (8) 同上 p.24.
- (9) 同上 p.206.
- (10) *Slater v. Mexican National Railway Co.*, 194 U.S.120, 24 S.Ct.581, 48 L.Ed.900 (1904).
- (11) 例え、W.W.Cook, "The Logical and Legal Bases of the Conflict of Laws", 33 Yale L.J. 457 (1924), *Selected Readings on Conflict of Laws* (1956), p.71を再録。

(12) *Auten v. Auten*, 308 N.Y.155, 124 N.E.2d 99 (1954).

(13) *Stumberg*, "Validity of Contracts - Texas Cases", 10 Texas L. Rev.163 (1932); G. M. Stumberg, *Principles of Conflict of Law*, 3rd. 1963, p.255以下を参照。

(14) *Kilberg v. Northeast Airlines, Inc.*, 9 N.Y.2d 34, 172 N.E.2d 526 (1961).

(15) *Babcock v. Jackson* 12 N.Y.2d 473, 191 N.E.2d 279 (1963).

(16) 抵触法第二次リステイメント第一四五条の内容は、以下のとおりである。

「一般原則

(1) 不法行為についての争点に関する当事者の権利及び義務は、第六条の原則に従い、その争点との関連で事実及び当事者と最も重要な関係を有する邦の法により、これを定める。

(2) 第六条に定める原則にしたがって争点に適用すべき法を決定するに当たり斟酌すべき連結案には次のものがある。

- (a) 損害の生じた地
- (b) 損害を生ぜしめた行為の行われた地
- (c) 当事者の住所、居所、国籍、法人の場合はその設立地、当事

者の事業所の所在地

(d) 当事者間に関係が存するとき

はその関係の中心のある地

右に掲げる連結素は争点との関連でその各々が有する重要性の程度に応じてその軽重を判定すべきものである。」

* 右の邦訳は、松岡博「生産者責任の準拠法」阪大法学第四〇巻第三・四号一九九一頁、二二三頁より引用。

(17) R.J.Weintraub, Commentary on the Conflict of Laws, 3rd ed. 1986, p.381 を参照。

(18) Kegel 教授のハーグ国際法アカデミーの講演「The Crisis in the Conflict of Laws」, Recu. des cours, Tome 112 (1964-II), p.92, pp.206-207 を参照。

(19) J.H.C.Morris, "The Proper Law of a Tort", 64 Harvard L.Rev. 881 (1951), Selected Readings on Conflict of Laws (1956), p.575 に再録。

(20) Actes et documents, Douzième session, 1972, Tome III, pp.16-34 に掲載された「Réponses des Gouvernements au Questionnaire sur la responsabilité des fabricants pour leurs produits」を参照。

質問表に答えた二二カ国すべてが、そのような「独立した概念」は

有していないことを表明した。しかし、そのうちアメリカにおいては、

被告（製造者）と契約関係のない利用者に対し「保証」による保護を拡張することによって、すなわち、「保証はその製造物に附随する」という

考え方によって、裁判所は無過失責任を認めてきた。さらに、アメリカ法律家協会（ALI）は、不法行為法リステイトメント第四〇二A条に、「利用者ないし消費者に対する人身傷害に関する製造物販売者の特別責任」についての特別規定を組み入れた。日本も、そのような独立概念を有していないと答えた二二カ国のうちの一つであった。私は、一九九三年一月二二日の International Herald Tribune 一七頁に「日本では現在、この製造物責任制度の導入をめぐる活発な議論が繰り広げられていることを知った。ヨーロッパ共同体におけるこの問題の進捗状況については」32 I.L.M.1347-1413 を参照。

(21) "Avant projet de Convention sur la loi applicable aux obligations contractuelles et non-contractuelles" in R.C.D.I.P.1973, p.209.

III 製造物責任準拠法条約の実際の運用

a 判例

「製造物責任の準拠法に関する条約」についての判例法の最も注目すべき特徴は、その数の少なさである。一五年以上も前に発効した条約であるので、その条約の規定を解釈適用した裁判例がたゞさん出ているものと期待するのが普通であろう。しかし筆者の知る限り、その予測は正しくない。この条約を適用した裁判例は、八つの条約批准国の中で、たった一件だけである。それは、オランダのアルクマール地方裁判所が一九八八年に出した判決である⁽²²⁾。

原告（X）は、オランダのある会社（A）の保険者である。Aは、オランダの別の会社（B）の注文を受けて、漁船に据え付けるモーターを製造販売した。その後、漁船がデン・ヘルダー港の沖合の北海を航行中、そのモーターは甚大な損害を被った。モーターの一部品であるシリンダー注油機構がうまく作動しなかったからである。その部品は、この訴

訟の被告であるドイツのY社が製造販売したものであった。B社からのクレームにより、Aは（おそらく保証規定に基づき）自らの費用でそのモーターを修理した。そして、その際、同じくYが製造販売した別のシリンダー注油機構に取り替えた。しかし、その部品もうまく作動せず、さらにモーターに損害を加えたので、またAは修理せざるを得なくなった。XはAに保険金を支払い、保険代位によりYに求償した。その後、Xは他の保険者の請求権も譲り受けた。Yは裁判所に出廷しなかった。裁判所は、損害がアルクマールの裁判所の所轄区域内において発生したことを理由に、ブラッセル条約第五条第三項により、その裁判管轄を認めた。

そして同裁判所は準拠法について検討し、ハーグ製造物責任条約の第四条によれば、オランダ法が、直接被害者の常居所地と一致する損害発生地国の国内法として適用される、と判断した。

この判決は明快であり、この条約を適用したならば典型的な事案が比較的容易に判断されることを示している。損害発生地は、欠陥部品が製造

された地（ドイツ）ではなく、それがモーターに損害を与えた地であり、これと、「直接に損害を被った」と裁判所が判断した者、すなわち、モーターの修理義務を負ったオランダの製造会社の常居所地とが一致していたのである。直接の被害者の常居所地と、直接被害者の製品取得地とが一致すると認定されたならば、第五条により、直接の被害者であるオランダの製造会社の常居所地法を準拠法とするとの処理もあり得たが、結果は同じことであろう。本件の部品は、（ドイツのメーカーから直接というわけではなく）商業的経路を通じて取得されたようだが、その取得地がドイツであったのか否かは認定されていない。

私は、一点だけ裁判所の考え方を批判したい。第四条の「損害発生地」がオランダとされるのは、モーターに対する損害が、たとえデン・ヘルダーのようにアルクマールから遠く離れた場所であっても、オランダにおいて発生したことには変わりないからであり、合理性があるように思われる。他方、もし第四条a項にいう「直接に損害を被った者」が、壊れたモーターを修理する義務を負っ

ているオランダのメーカー（A社）であると解釈され、かつ、その部品がオランダで取得されたと認定されるのであれば⁽²²⁾、第五条が適用されるべきであろう。私見によれば、この事案では、「直接に損害を被った者」は、むしろ、モーターの購入者（B社）であると解する方がよいように思われる。なぜなら、B社がモーターを所有している時に損害が発生したからである。そしてその損害は、B社の財産に損失を与えたのである⁽²⁴⁾。A社は、壊れたモーターを所有していたわけではなく、単にそれを修理する義務（おそらくは保証内容に含まれていたため）を有していたに過ぎないので、直接被害者ではないというべきであろう。したがって、この解釈によれば、判決の結論は正しいけれども、オランダのメーカーであるA社を「直接に損害を被った者」としている点には賛成できないということになる。

b 結果の予測可能性

上記の判決のほかには、この条約を解釈適用した判決がないのはなぜであろうか。

専門家によれば、西ヨーロッパで

は製造物責任事件のほとんどが裁判外で処理されており、このことが不法行為の準拠法に関する判例が少ないことの一般的説明であるとされている。もっとも、これに対する反証として、同じくヨーロッパ大陸諸国において効力を有するハーグ交通事故条約を解釈適用した判決は非常に多いという事実が存在する。

もうひとつの説明は、私はこれを覆す証拠に出会うまでは支持しようと思うのだが、ハーグ製造物責任条約は実務上、具体的事案への適用が容易であるので、裁判所によるその適用の予測がたち、その結果、訴訟外での紛争解決が促進されている、というものである。締約国の保険会社や法律家を対象に、この問題に関する実地調査を行えば、この条約の評価を下すのに役立つだろう。いずれにせよ、ハーグ製造物責任条約の存在を知らない法律家はいるとしても、製造物責任のクレームを処理し、かつ、そのような請求に対して防御する際に、必要に応じて相談したり代理させたりするために法律家を雇う保険会社が、和解交渉または訴訟手続において、ハーグ条約の存在をあまりよく知らず、条約の規定を援

用しないということはありそうもないように思われる。

〔注〕

(22) Rechtsbank Alkmaar, 22 December 1988, NIPR, 1989, No 112.

(23) W.L.M. Reese 氏による説明報告書 Actes et documents, Douzième session, 1972, Tome III, p.262, の製造物取得地に関する第二段落を参照。

(24) 同上, p.262 の第一段落を参照。

（以下、次号）

四半世紀を迎えた製造物責任の準拠法に関するハーグ条約(下)

——理論的・政策的根拠の分析を通して今後の法的問題への適応を探る——

ハーグ国際私法会議事務局次長

アデア・ダイアー (Adair Dyer)

★道垣内正人／東京大学助教授 II ★織田有基子／東京大学助手 [翻訳]

〈目次〉

はしがき (翻訳者)

II 序論

a 製造物責任準拠法条約の背景

b デュトワ・メモ

c 交通事故についての準拠法に関する条約

d アメリカにおける「接触法革命」

e 「連結集中」アプローチ

f EECにおける契約及び契約外

債務の準拠法に関する条約草案

(一九七三年)

製造物責任準拠法条約の実際の運用

III 判例

a 結果の予測可能性

b 判例

c 条約の方法論及び連結点に関する批判

IV ヨーロッパ及びアメリカにおける

a 今日までの議論

b ブラッセル・ルガーノ条約及び

c アメリカの裁判管轄ルールとの関係から見た評価

理論的及び実践的観点からの評価

V ニ〇年後の再評価

IV 条約の方法論及び連結点に関する批判

a ヨーロッパ及びアメリカにおける今日までの議論

本条約に対する学問的評価は、概ね好意的であった。バティフォル

(Batifol) 教授は、不法行為の分野につき詳細な準拠法決定ルールを採用したこの条約の「方法論的重要性」は、非常に大きいと述べている。

同教授は、さらに、第四条及び第五条に規定されている連結素の組み合わせがどれも生じないような事態は滅

多に起きないであろうし、仮にそのような事態が発生した場合であつても、第六条で被害者に与えられる準拠法の選択は、不法行為と密接に結び付いていると見られる二つの法のいずれかについて行われるので、そのような法選択から生じる不都合はほとんどないだろうと論じたのである⁽⁹⁾。また、ルサーン (Lussan) 教授は、条約の分析を行い、それは「全体として巧みな妥協を達成している」と評価した⁽¹⁰⁾。同教授は、不法行為地法 (第四条) は表面的には最も重要であるけれども、おそらくは (第五条による) 被害者の常居所地法により、少なくともその半分は覆され、不法行為地法は第六条で認められる選択により、その「優位」

を回復するにとどまるであろう、と述べている⁽¹¹⁾。さらに、この条約のラポルトウールであるリース (Reese) 教授は、アメリカの当初の (原告には二つまたは三つの法からの選択権が与えられるべきである、という) 提案が多数の支持を得られなかったことに留意しつつも、「多様な見解の歩み寄った」末の最終的条文は、「卓越した解決策となっている」と述べている⁽¹²⁾。

これに対し、否定的立場からは、ローレンツ (Lorenz) 教授が、製造物責任問題に関して現実に訴訟の場で争われた「国際的事案の欠如」を指摘し、真の国際的製造物責任事件の経験が欠落しているため、法律実務の要請に応え得ない条約を作つて

しまったのではないか、という疑問を呈している。同教授はまた、この条約が契約責任を默示的に排除している一方で、被害者が製造物の所有権またはその利益権を加害者から直接的に譲り受けた場合を条約の適用範囲から外している点(第一条第二項)にも懸念を表明した。同教授は、多くの法体制においては、契約上の救済と不法行為上の救済とが同時に利用可能であり、それぞれについて別々の法が準拠法とされる場合の問題にこの条約は直面せざるを得なくなると指摘し、契約責任にも条約を適用することとしたうえで「附従連結」理論、すなわち、抵触法上当事者間に存在する契約関係が優先するという考え方を採用する途もあることを指摘したのである。また、ローレンツ教授は、第七条の「予見可能性テスト」についても批判し、「被告やその保険者が正当に期待するほどの確実性は生じない」だろう、と述べている⁽⁹⁰⁾。

発生地法の適用を規定した第四条に優先するとし、「概して、この選択規則は合理的であり、製造物責任問題に関する基本的要請に適っているように思われる」と述べている⁽⁹¹⁾。同様に、マチック(Matich)教授は、「(ハーグ)条約の基本的アプローチは健全なものである」としている⁽⁹²⁾。また、モース(Moos)教授は、以下のように述べている。

「筆者の見解によれば、製造物責任条約は、重要ではあるが準拠法決定ルールの作成が困難な諸分野について、賢明な抵触規則を確立してゆく長い道程の第一歩である。」⁽⁹³⁾

しかし、モース教授は、条約の署名から五年後(すなわち発効から一年後)の時点で、イギリスとしては、不法行為の準拠法に関するEECの条約草案の行方、及びこの分野での実体法の調和を目指すEECの作業結果を待った方がよいと述べた⁽⁹⁴⁾。一九七三年の契約及び契約外債務の準拠法に関するEEC条約草案についての交渉は、一九七〇年代で決裂したのだが、契約に関する作業の方は、一九八〇年のローマ条約として完成を見た⁽⁹⁵⁾。不法行為の準拠法に関する一般的条約についての議論は

しばらくは漠然と続けられたが、徐々に先細りとなり、もはや再開は期待されていない。しかしイギリスは、不法行為全体についての準拠法の決定を内容とする一般規定の作成という大望を諦めたわけではなかったらしい。というのは、最近、(イギリスの)法律委員会が不法行為の準拠法に関する立法草案を発表したからである⁽⁹⁶⁾。この立法草案は、筆者がイギリスから得た最新の情報では、内閣には未だ提出されていないようである。実際のところ、不法行為に関する統一抵触規則を作成しようというEECの努力が最終的には無駄に終わったこと、及び法律委員会の草案には内容上問題が多いように思われること、という二点は、ハーグ会議が二年以上も前に到達した結論と同じく、不法行為に関する一般的抵触規則の作成という大望は幻想に過ぎないのだ、ということを裏付けているように思われる⁽⁹⁷⁾。

一九七〇年代の中頃、アメリカ法律家協会はアメリカの条約批准に消極的態度をとり、アメリカでの議論はそれ以上深まらなかった。しかし、一九七七年にヨーロッパ大陸の三カ国でこの条約が発効したことにより、この条約はヨーロッパにおいて継続性を持つことになった。パーク(Park)教授(当時はパリにあるアメリカ法律事務所の新設士であった)は、フランスについて条約が発効した後、これを評価し、アメリカをも考察範囲に入れて、以下のように述べた。

「もっぱらアメリカの利益を考えたならば、ハーグ条約の目的と範囲は、概ねアメリカの消費者とアメリカの製造者の両者にとって有益なものとなるだろう。……現在の抵触規則の不明確性のため紛争の効率的な解決が阻害されていることにより強いられるコストは、条約の欠陥によるコストよりも、ずっと高いといえる。」⁽⁹⁸⁾

しかし、右の方程式では、アメリカの原告側弁護士の見逃されている。アメリカ法律家協会による条約の是認を妨げたものは、実はこの点だったのである。欠陥商品や不十分な商品説明により損害を受けた消費者を代理する原告側弁護士も、ハーグ製造物責任条約の批准により抵触法問題が単純化されることから利益を得る、と解されるかもしれない。だが、条約の定めるルールが採

用されたならば、アメリカの裁判所はしばしば製造物責任訴訟の実体問題に外国法を適用しなければならなくなるのであり、これはアメリカの弁護士の間で望むところではないと考えられる。

一九七〇年代の後半から一九八〇年代にかけて、アメリカでは製造物責任危機が深刻化し、学者は再びこの条約に注目せざるを得なくなった。こうした中で、ワイントロープ (Weinraub) 教授は自著の第三版において、以下のように述べている。

「製造物責任法をめぐる混乱状態を整理し得るような、抵触法上の魔法は存在しない。可能なのは、関係する様々な州の利益を考慮し、その結果として生じている法政策の衝突を解決する抵触規則を定式化することである。このためには、被害者に補償を受けさせ、かつ、その補償額を適切にすることを可能にするという一般に是とされる結論を導き得るようにすることが必要である。つまり、原告側に有利な規則である。そのような法選択が被告にとっても公正であるためには、準拠法上の政策が補償を命ずることによって促進される場合で、かつ、その法を適用す

ることが合理的である程度に、当該準拠法所属州が被告や被告の行動経過と十分な関連を有している場合に限って、原告側に有利な法を選択することとしなければならない。こうして出来上がった規則は、製造物責任の準拠法に関するハーグ条約と類似したものになるであろう。」⁽³⁰⁾

そしてワイントロープ教授は、この条約を、ケイヴァース (Cavers) 教授による条約の修正案⁽³¹⁾と併わせて批判し、自らルールを提案している⁽⁴⁰⁾。最近の法律雑誌の論文において、同教授は、ハーグ製造物責任条約のアプローチに好意的になつてはいるが、「ハーグ製造物責任条約を機械的に批判した結果としての」自己の「ルール」をなお提示している⁽⁴¹⁾。同教授はまた、ハーグ条約においては実際には原告の常居所地法が基本となっていると考え、以下のように述べている。

「これは賢明なアプローチであり、機能的アプローチを用いたのと同様の結果を導くことができるであろう。原告は自分の常居所地でその製造物を手に入れるのが普通であるから、その常居所地法が、原告にとつて被告の主たる営業地所在地法より

有利であろうとなかろうと、適用されることになる(脚注一三〇で条約第五条に言及している)。製造物と準拠法との合理的な関係を要求することによって、被告は公平に取り扱われている(脚注一三二で条約第七条に言及している)。」⁽⁴²⁾

ハーグ製造物責任条約規定について、製造物責任の準拠法に関する他の五つの「比較的包括的で詳細な」抵触法アプローチと比較した最も丹念な分析は、コジリス (Kozlows) 教授の分析である⁽⁴³⁾。

同教授は、ハーグ条約を以下の五つのアプローチと比較している。すなわち、(1)スイス連邦国際私法第一三五条、及び(2)ケイヴァース教授、(3)ワイントロープ教授、(4)ユンガー (Jungfer) 教授による各々の提案、そして、(5)「大部分がシメオニデス (Symeonides) 教授により進められた」ルイジアナ州での提案である。

コジリス教授は、「製造物責任の抵触法に関する文献は、それほど多くはない」ことを認めつつも⁽⁴⁴⁾、十分な分析の後、改善のために二つの提案を出している(後述)⁽⁴⁵⁾。同教授の結論は以下の通りである。

「製造物責任に関する実体法が、国

内的あるいは国際的に統一されそうもないならば、これに関する抵触法を統一すること、あるいは少なくとも調和的処理を実現することが重要となる。本論文において考察した各々のアプローチに共通する多くの特徴は、この分野についての検討が積み重なることにより、将来の製造物責任に関する抵触法が進むべき方向についてコンセンサスができていくことを示している……。アメリカにとつて、この抵触法に関するコンセンサスの主要部分を取り入れた連邦抵触規則を制定することは非常に有用であろう。国際的には、ハーグ条約を批准することが正しい方向へ進む大切なステップとなるだろう。」⁽⁴⁶⁾

最後に言及しておくべきことは、シメオニデス教授が、同じ法律雑誌の同一号における論文で、二つの脚注をハーグ製造物責任条約に充て⁽⁴⁷⁾、同条約第六条の下での当事者の選択権を議論の出発点として、どの法が適用されるべきかについての選択権を当事者に与えるという考えに立法府は理解を示していない、と論じている点である。同教授のいうように、そのような選択は、学問上

考えられないというわけではなく、「提案しない人々にとつて異端」であるに過ぎない。そのような観点から、スイス連邦国際私法が、第一三五条において、製造物により被害を受けた当事者に二つの法律のうちからの選択を認め（この選択は、ハーグ条約第六条における選択と同じではない）、また、国境を越えた汚染（第一三八条）及び人格権侵害（第一三九条）の事案において、被害を受けた当事者に複数の法から準拠法を選択することを認めていることは注目に値すると同教授は述べている。

これら全体から見て、製造物責任についての準拠法の問題は、アメリカでは——少なくとも学者の間では——議論的となっており、その中で、ハーグ製造物責任条約は再び関心を集めているといえよう。このことは紛れもなく、アメリカでその深刻さを増す一方の製造物責任危機に起因しており、そこでは製造業者が製造物責任保険料の高騰に耐えられるか、保険会社はこの分野のビジネスを続けられるのかさえも問題となっているのである⁽⁴⁸⁾。

そうした状況にありながら、驚くことに、ヨーロッパではこの条約に

ついて活発に議論されたことは一度もない。ヨーロッパにおいては、一九八五年の製造物責任指令が議論の中心になっているからである⁽⁴⁹⁾。確かに、この指令によってEEC加盟国の間では、製造物責任に関する法の抵触は原則として排除されることになるはずであるが、実際には、加盟国にはいくつかの重要な選択権が与えられており、このことにより、低触法上の重大な問題が惹起されかねないのである。例えば、各加盟国は「同一の欠陥を有する同種の品目に起因する死亡または身体侵害の損害について、その製造者の責任総額を七千五エキュ(ECU)を下回らない額に制限する定めを置くことができる」⁽⁵⁰⁾、ことになっており、ということ

は、このような定めをしないというオプションがあるわけであり、そういう選択をした加盟国の法によれば、損害賠償額の制限はないことになる。アメリカではかつて、このような損害賠償額の制限規定(Ceiling)を有する州と有しない州とがあつたため、いずれの州法が準拠法になるかをめぐって多くの判例が生まれた。

また、EEC加盟国が、「製造者は、同人がその製造物を流通に置いた時

点における科学・技術の知識の水準では、欠陥の存在を認識することができなかったことを証明できたとし、てもなお責めに任ずる」⁽⁵¹⁾という規定を置くというオプションを有していることから、法の抵触が生ずる。とはいえ、製造物責任の準拠法に関する判例は少ない。このことについて、ある最近の研究によれば、以下のように説明されている。

「一般不法行為についての抵触法の傾向を示すヨーロッパの判例法は、いささか貧弱である。西ヨーロッパが高度に産業化されていることにかんがみると、判例集に載る国際的製造物責任事件が少ないということとは、そのような製造物責任事件の大部分は裁判外で解決されていることを示唆している」⁽⁵²⁾

同研究では、ハーグ製造物責任条約と「ブラッセル条約とは、前者は低触法を取り扱い、後者は裁判管轄と判決の執行を取り扱うという形で、密接な関係に立っている」とさ

b ブラッセル・ルガーノ条約及びアメリカ裁判管轄ルールとの関係から見た評価

「民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の執行に関する一九六八年九月二七日のブラッセル条約」⁽⁵³⁾は、現在の形に改正され「サン・セバスチャン条約」、また、EECとEFTA加盟国との間で同様の条約が作られている（「ルガーノ条約」）。ブラッセル条約は、旧ユーゴスラヴィアの諸国を除くハーグ製造物責任条約全締約国の間で機能する裁判管轄ルールの枠組みを作っている。ブラッセル条約は、EC裁判所によって解釈されているように⁽⁵⁴⁾、不法行為事件については、加害行為地と結果発生地のどちらにも裁判管轄を認めている。他方、これらすべての条約（今後は、ひとまとめにして「ブラッセル条約」として引用する）における一般的な管轄は、被告の住所のある地とされ、法人については、訴訟係属国の国際私法に従い、設立地か、主たる営業所（実際に機能している本社）のある地とされる⁽⁵⁵⁾。管轄に関するこれらの規定は、準拠法に関するハーグ製造物責任条約規定と、

どのような関係に立つだろうか？

ハーグ条約第四条によれば、準拠法は「損害発生地」の法である。リ

ース教授の報告書に示されているように、これは加害行為地ではなく結果発生地を意図したものである⁷⁾。

他方、ブラッセル条約によれば、裁判管轄は常にこの地、すなわち損害発生地にあるが、加害行為地においても裁判は可能である。この加害行為地とは、おそらく欠陥製品の事案では製造地となろうが、不適切な、

または人を誤解させるような表示が問題とされる事案では販売地となろう。これに対し、販売地こそが製造物をそれにより損害を受けるかもしれない消費者の手の届く範囲内に置いた地であるから、販売地自体が加害行為地であるとの考え方もあり得るが、ハーグ条約によれば、「直接に損害を受けた者が当該製造物を取

った地」の法は、それが損害の発生した地の法と一致する場合(第四条)、または直接の被害者が常居所を有する国の法と一致する場合(第五

条)にのみ適用されるのである。

ブラッセル条約によれば、直接被害者の常居所のある地にはそれだけでは裁判管轄が認められない。それ

が損害発生地または被告の住所と一致する場合にのみ、管轄が認められるのである。

ところで、被告たる法人の「住所」について、ブラッセル条約は明確に規定していない。国によってその解釈はまちまちであり、これを法人の登録地(設立地)とする国もあれば、

あるいはその法人の主たる営業所(本社)の所在地とする国もある⁸⁾。

会社の住所が本社の所在地とされるならば、これは、ハーグ製造物責任条約の定める「主たる営業所の所在地」と一致することになる⁹⁾。

この点を、ブラッセル条約が適用される典型的な事案における原告の選択という観点から、もう一度検討してみよう。例えば、原告が海外で薬品を手に入れそれを自宅に持ち帰り、そこでそれを使用して損害を被ったとしよう。彼は損害発生地(居住している地)で訴訟を提起でき、

そこではその国の法が適用されるだろう。なぜなら、損害発生地が彼の常居所地と一致するからである(ハーグ条約第四条)。ただしそれは、製造者が「当該製造物またはそれと同種の物が、その国において、商業的経路を通じて取得しうる状態にある

ことを合理的には予見できなかった」(第七条)ということを立てし得る(第四

条)。

さて、第四の仮設例を考えてみよう。ある人がその常居所地であるA国で薬品を購入し、それを海外旅行でB国に持って行って使用したところ、その製品の欠陥により病気になる

としたとしよう。ブラッセル条約により、彼はB国(損害発生地)で訴えを提起できるが、ハーグ条約によ

り、A国(常居所地国)の法が適用される。この場合、損害発生地は偶然的であるのに対し、製品を取得した被害者の常居所と事案の間には継続的な関

係がある(第四の仮設例)。

第三の仮設例を考えてみよう。ある人が外国旅行中に薬品を購入し、それを自分の常居所地国へ持って帰り、そこで自分の家族にそれを与えたところ、その家族が病気になる

としたとしよう。その家族はその損害を受けた地(その薬品を使用した地)で訴えを提起でき、その場合にはその国の法が適用される。なぜなら、そこが被害者の常居所地と一致するからである(第四条)。ただし、商業的経路を通じての取得可能性を製造者が合理的に予見できなかったということを立てし得る場合は別である(第七条)。

ことを合理的には予見できなかった」(第七条)ということを立てし得なかつた場合である。

第二の仮設例として、原告が(商業的経路を通じて)A国において薬品を手に入れ、そこでそれを使用して病に倒れ、その後、彼の常居所があるB国に移ったとしよう。彼はA国において訴えを提起でき、その場合にはハーグ条約第四条によりA国法が適用されるだろう。なぜなら、そこは直接の被害者がその製造物を取

得した地であり、かつ、損害を受けた地だからである。製造者の主たる営業所所在地がB国に存在しない限り、彼はそこでは訴えを起こすことができない。しかし、B国に製造者の主たる営業所がありそこで提訴できる場合には、被告の主たる営業所所在地と直接被害者の常居所地とが一致するので、B国法が適用されることになる(第五条)。なお、B

国に製造者の主たる営業所がない前者の場合であっても、その製造物またはそれと同種の物が、A国において商業的経路を通じて取得され得ることを合理的に予見できなかったことを被告が立証すれば(第七条)、B

国法が適用されることになる(第四

条)。

第三の仮設例を考えてみよう。ある人が外国旅行中に薬品を購入し、それを自分の常居所地国へ持って帰り、そこで自分の家族にそれを与えたところ、その家族が病気になる

としたとしよう。その家族はその損害を受けた地(その薬品を使用した地)で訴えを提起でき、その場合にはその国の法が適用される。なぜなら、そこが被害者の常居所地と一致するからである(第四条)。ただし、商業的経路を通じての取得可能性を製造者が合理的に予見できなかったということを立てし得る場合は別である(第七条)。

さて、第四の仮設例を考えてみよう。ある人がその常居所地であるA国で薬品を購入し、それを海外旅行でB国に持って行って使用したところ、その製品の欠陥により病気になる

としたとしよう。ブラッセル条約により、彼はB国(損害発生地)で訴えを提起できるが、ハーグ条約によ

り、A国(常居所地国)の法が適用される。この場合、損害発生地は偶然的であるのに対し、製品を取得した被害者の常居所と事案の間には継続的な関

係がある(第四の仮設例)。

第三の仮設例を考えてみよう。ある人が外国旅行中に薬品を購入し、それを自分の常居所地国へ持って帰り、そこで自分の家族にそれを与えたところ、その家族が病気になる

としたとしよう。その家族はその損害を受けた地(その薬品を使用した地)で訴えを提起でき、その場合にはその国の法が適用される。なぜなら、そこが被害者の常居所地と一致するからである(第四条)。ただし、商業的経路を通じての取得可能性を製造者が合理的に予見できなかったということを立てし得る場合は別である(第七条)。

連が存在するからである。

さて、さらに仮設例を進めよう。

A国に本社を持つプロペラ製造者が、A国で欠陥のあるプロペラを製造し、それがB国で民間旅客機に取り付けられ、その旅客機がそのプロペラの欠陥によりC国で墜落し、D国に常居所を持つ乗客が死亡したと仮定してみよう。ブラッセル条約によれば、事故発生地であるC国で訴訟を起こすことができ、さらに、製造者の住所地または加害行為地としてA国においても提訴が可能である。ハーグ条約についていえば、この事案には第四条も第五条も適用されず、第六条により、被告の主たる営業所所在地法が損害発生地法といずれかを原告が選択することになる。仮に、当該製造物またはそれと同種の物が、損害発生地国において商業的経路を通じて取得し得る状態にあることを、製造者が合理的に見てできなかったことを立証できたと仮定してみよう(第七条)。その場合、その準拠法は製造者の主たる営業所所在地国の法となる。これに対し、製造者がその製造物またはそれと同種の物が商業的経路を通じて損害発生地国において取得しうる状態にあ

ることを予見できたならば、原告は損害発生地国で訴えを提起し、かつ、その国の国内法の適用を主張することができ。

こうした若干の仮設例は、ハーグ条約のルールが、典型的な事案にはとても適用しやすく、準拠法がいずれの国の法であるかを予測しやすいこと、及び不法行為の管轄に関するブラッセル条約のルールによく適合していることを示しているように思われる。この条約によれば、突飛な法律が適用されることはなく、被告たる製造者にとつて、不公平にも不意打ちにもならないといえよう。その理由の一つとして、ハーグ条約が準拠法として製造地(通常はそこで欠陥製品が作られる)の法を採用していないことが挙げられよう。もし製造地法が採用されれば、世界中に生産拠点を有する多国籍企業にとつては、異なる多くの法が製造物責任の準拠法となることを覚悟しなければならなくなるであろう。製造者は損害発生地法により責任を負う必要が生じるかもしれないが、この連結点の偶然性は、製造者がその国において商業的経路を通じて自分の製造物が供給されることを合理的には予

見できなかったということを証明すればその法律による責任は問われない、という仕組みにより緩和されている。被害者の常居所地法も適用される可能性があるが、それは常居所地が損害発生地、製品取得地、またはその製造者の主たる営業所所在地のいずれかと一致する場合のみである。ブラッセル条約と組み合わせると、大抵の場合、裁判所により適用される法は、その国の法律となるであろう。いずれにしても、製造者が責任保険をかけるときにまったく予見できないような完全に不意打ちとなる準拠法が適用されることはないものと思われる。

このように、上記の仮設例は、消費財に関する大抵の典型的場面において、ハーグ条約の具体的事案への適用が比較的単純であることを十分に示しているといえよう。通常の場合、ほんの短いステップを踏むだけで、裁判所によって適用されるのはどの法かについての信頼できる答えに到達することができるのである。四つのEEC加盟国(フランス、ルクセンブルク、オランダ、スペイン)と他の二つの国(フィンランド、ノルウェー)においては、ハーグ製造

物責任条約が、ブラッセル条約の管轄規則と合体されているため、予見可能性はさらに高まっている。判例が少なくないという事実は、これらの国々では製造物責任訴訟のうちのかなりの部分が裁判外で解決されていることを示しているといえよう。裁判所がどの法を適用するかを確実にすることは、裁判外の紛争処理にとつて不可欠である。特に、保険者にとつては自己の保険がカバーしている製造物が供給されている国の法的状況を知ることがビジネス上重要なので、準拠法の明確性は極めて大切となるのである⁽⁹⁾。

次に、アメリカにおける状況を簡単に見ておこう。ここではハーグ条約は批准されておらず、かつ、管轄が認められる裁判所の範囲は、ブラッセル条約によって認められる範囲よりかなり広い。アメリカの裁判所は、外国法人の法廷地における「事業活動(going business)」を理由として、その外国法人に対する一般的な管轄を認めるのであるが、これは法人の主たる営業所所在地以外の地の裁判所の管轄を認める可能性を極めて大きなものとしている。ある法人が法廷地で「事業を行っている」か

どうかに関する判断は、その法人が法廷地と「最小限の関連」を有しているかどうかの評価によるものである。そこで行われている特定の事業とは関連性のない請求に基づく訴訟であっても、その法人がその地の防衛活動を強いられることはフェアなことと考えられているのである。そのような「最小限の関連」が存在しない場合に裁判管轄を認めることは、合衆国憲法上、他に管轄を認める根拠が存在しない限り、修正第五條及び修正第一四條の「適正手続」条項に違反することになるとされている。実際、「事業活動」に基づく管轄の概念は、自然人がある州の領域内に「現在」しているならばその州に管轄ありとするのと同様に、ある州で組織的に事業を運営している法人は、そこに「現在」し、それがゆえにその州が管轄を有する、という考え方に基づいている。ある州（例えばカリフォルニア州）では、憲法上認められる何らかの根拠があれば、裁判所の管轄を認めることとしている。

「事業活動」の概念に基づくこの一般的な管轄の範囲は、「ロングアーム法（long arm statutes）」に基づき、

大抵の州が認めている特別管轄によって、さらに広げられている。すなわち、不法行為のいずれかの部分がその州に関わっているならば、その不法行為につきその州の裁判所が管轄を有するという特別管轄によってである。これは不法行為が行われた国、あるいは、その行為の結果が発生した国の裁判所が管轄を持つことを認めているブラッセル条約における不法行為の特別管轄と類似のものである。

アメリカでは、第二次抵触法リステイトメント第一四五條や「機能的分析」や「統治利益分析」というような、いくつかの州の裁判所で採用されているその他の理論において示されているように、どの法が適用されるべきかに関しても流動的な概念が用いられており、このことと広い裁判管轄ルールとが相俟って、裁判の予測を極めて困難にしているといえよう。

アメリカの裁判所の管轄が広く認められる可能性が高くなると、合理的予見可能性を有する国際的抵触法規則をアメリカが採用することは好ましい効果をもたらすであろう。これまで見てきたように、ハーグ条

約は、その同種の製造物が、そこで商業的経路を通じて供給され、かつ、(1)損害発生地、(2)請求者の常居所、(3)直接被害者がその製造物を取得した地、の三つのうち二つが一致するような場合には、アメリカの州の製造物責任法が日本の製造者に適用されることを禁じてはいない。しかし、アメリカの裁判管轄ルールに従い、日本製品によりそこで損害が発生したことを理由に、その州の裁判所の管轄が肯定される場合であっても、ハーグ条約によれば、日本の製造者が、当該製造物またはそれと同種の物がその州において商業的経路を通じて取得しうる状態にあることを合理的には予見し得なかったことを立証できるならば、日本の製造者にアメリカの州法が適用されることはないのである。その場合には、アメリカの裁判所は、製造者の主たる営業所の所在地法（日本法）を適用しなければならぬ。さらに、ハーグ条約第八條により、日本法は、製造物責任損害賠償請求訴訟の主要な争点すべてを規律することになる。この予見可能性という要素は、第二次抵触法リステイトメント第一四五條に

列挙された要素の中には含まれていないが、リステイトメントにおいても、損害が発生した州または直接被害者の常居所のある州の市場に製造者が意図的に参入したのでなければ、製造者を予見不可能な法の適用から守ることがフェアであるとされるであろう。

c 理論的及び実践的観点からの評価

ハーグ製造物責任条約は、製造者が意図的に外国市場に参入した場合には、直接被害者がその常居所をそこに有していること、かつ、そこでその製造物の取得したこと、という二つの条件が具備されれば、欠陥製造物についての責任はその外国法により判断してよい、との考え方を採っている。これら二つの条件が同時に充たされなくとも、製造物がある損害発生地（結果発生地）の市場に意図的に参入した場合には、それが直接被害物の常居所か、またはその製造物の取得地のいずれかと一致するならば、その損害発生地の法が適用されることになる。いずれの条件も充たされない場合には、原告は損害発生地法または製造者の主たる営業所所在地法のうちどちらかを選択

できるが、製造者が損害発生地において自己の製品が商業的経路を通じて取得されることを合理的に予見できなかったことを立証したときは、製造者の主たる営業所所在地法のみが適用される。

この「連結の集中」の構造に関して注目される点は、連結点のリストに製造地が含まれていないことである。不法行為準拠法に関する伝統的な考え方によれば、欠陥商品が製造された地は（加害行為が行われた地として）不法行為地と考えることもできよう。しかし、製造者が異なる場所で作成することによって得られる経済的利益に着目して、責任財産は市場地国に持ちながら、世界中のさまざまな国に配置した工場で作成されている場合を考えると、個々の製品の製造地の法を適用することは、準拠法の決定を偶然的要素に委ねることになってしまうだろう。それゆえハーグ条約は、製造物が予見可能性をもって市場に置かれる地（もちろん、それは製造地に一致するかもしれない）を重視するのであって、原告に關係し（原告の常居所または原告が損害を受けた地）、かつ、製造者にとって取引上予見可能

な地が存在しない場合にも、製造地法が準拠法の候補として出てくることはないのである。

コジリス教授は、製造地を連結点としないことに賛成している⁽⁶¹⁾。しかし同教授は、ハーグ条約第七条の内容には批判的である。同教授が問題ありとするのは、同条が事故に係る当該の具体的製造物に限定して予見可能性を問題とするのではなく、その国において商業的経路を通じて取得しうる状態にある製造者の「それと同種の物」についての予見可能性まで云々している点である⁽⁶²⁾。同教授によれば、製造物が供給され、その消費が予定されている地こそが主たる連結点として明白に認識されるべきである、とされる。そこで同教授は、次のようなルールを提案している。

「(1) 一般的規則——傷害及び死亡についての製造者に対する製造物責任訴訟（填補賠償請求及び懲罰的損害賠償請求を含む）は、最初の取得者へ製造物が現実引き渡された州の法によって規律される。

(2) 例外——製造物の現実的引渡しが行われた州が、その消費

が予定されている州でない場合には、後者の州法が適用される。ただし、製造者または正当な供給者が、その引渡しに先立ち、取得者からそのことを告知されていない場合はこの限りではない。」⁽⁶³⁾

しかし、現実的な引渡しを、商業的経路を通じた取得可能性よりも重視することは、多くの場合うまくゆかないのではあるまいか。自宅から離れて外国にいる者が薬品を買い、それを自宅へ持ち帰って家族に与えたところ、それを飲んだ家族がその薬品により損害を受けた、という仮設例を考えてみよう。この場合には、その損害発生地はその被害者の常居所と一致している。同一種類または類似の製造物が商業的経路を通じてその損害が発生した州（そこは被害者の常居所地州である）で取得される場合に、その州の裁判所がその製造物責任訴訟に自州法を適用すべきでない、とされるのはなぜなのか？ その製造物の最初の引渡し地を常に重視することは、あまりにも厳格過ぎるように思われる。個人向けの消費財ではなく、例えば民間旅客機を取り上げてみると、プロペラの最初の引渡し地の法を、プロペラ

の欠陥による墜落事故で死亡した乗客に関する請求に、何年も経ってから、しかも地球の裏側で適用するようなことは、非常に無理があるように思われる。

理論上の問題については、これだけにしよう。プラグマチックな見地から見ても、前述の通り、ハーグ製造物責任条約の規定は、現実が生じるようなほとんどの具体的事案において、比較的容易に適用できる。この条約を批准したどの国においても、この条約についての論争がまったく起きていないという事実もまた、それが公平に、かつ、予見可能性をもって機能していることを示しているように思われる。既述のように、報告された裁判例はたった一件だけであり、かつ、その事件における条約の適用は、結論に関する限り正しいものであった。仮に被告が出廷して、準拠法の決定方法について論じたならば、裁判所の理由付けはより緻密なものとなったであろうが、結論は変わらなかったであろう。実務に携わる弁護士も多くは、この条約の存在を知らず、したがって、そのルールを適用しなければならぬという意識もないであろう。しか

し、製造物責任保険を引き受けている保険会社がこの条約のルールを知らないというにはあり得ず、この条約の適用が問題となる事件において、弁護士にその適用を指示しなうとすることも考えられなう。

〈註〉

(35) H. Batifol, "La Douzième session de la Conférence de La Haye de droit international privé", R.C. D.I.P. 1973, p.243. 註 p.257 及び p.261.

(36) Y.Loussouarn, "La Convention de La Haye sur la loi applicable à la responsabilité du fait des produits", J.du Droit Int'l (Clunet), 1974, p.32. 註 para.36, pp.46-47.

(37) 同「」 paras. 28-30, pp.43-45.

(38) W.Reese, "Introductory Note, Draft Convention on the Law Applicable to Products Liability", 21 Am.J.Comp.L.149 (1973).

(39) W.Lorenz, "Der Haager Konventionsentwurf über das auf die Produkthaftungspflicht Anwendungbare Recht" (The Hague Draft Convention on the Law Applicable to Products Liability), Rabels Z 1973, p.317. (pp.354-356 註「英文に於る要約を参る」)。

(30) L.Ferrari Bravo, "Les rapports entre les contrats et les obligations délictuelles en droit international privé", Recu. des Cours, Tome 146 (1975-III), p.341, 註 pp.433-435.

(31) Z.Maitić, "Yugoslav Law Relating to Products Liability", in Hague Zagreb Essays 2, T.M.C. Asser Institut, 1978, p.40.

(32) C.G.J. Morse, Torts in Private International Law (1978).

(33) 同「」 p.343.

(34) 「契約債務の準拠法に関する条約」一九八〇年六月一九日「ローマ宣言」。

(35) Law Com. No.193 (1990). Scot Law Com. No.129 (1990).

(36) 駁論「Cheshire and North's Private International Law, 12th ed. 1992, pp.564-565」を参照。

(37) しかし、一九八七年二月一八日制定「一九八八年発効の「スイス連邦国際私法」(LDIP) 第一三三條から第一四二條を参照。

第一三三條は「当事者が第一三二條に従った法選択を行なう場合に適用される「一般規定」が置かれつゝな、交通事故(第一三四條)製造物責任(第一三五條)不正競争(第一三六條)競争制限(第一三七條)インヴィジョン(第一三八條)条」。

公共メディアによる人格権侵害("atteinte à la personnalité") (第一三九條)についてはそれぞれ特別規定が定められてゐる。やがて、当事者による法選択を定める第一三二條を除き、残りの規定はすべて例外的場合を定めた第一五條の適用を受ける。すなわち「第一三三條の「一般規定」は、個々の問題を処理するための一連の規定を付加せられてゐるわけであり、このことは、包括的規定が実現不可能であるという命題を裏付けるのに役立つものとなる。

(35) W.W. Park, "International Products Liability Litigation: Choosing the Applicable Law", 12 Int'l Lawyer 845, 854-855 (1978).

(36) R.J. Weintraub, Commentary on the Conflict of Laws, 3rd ed. 1986, p.350.

(37) Cavers, "The Proper Law of Producer's Liability", 26 Int'l & Comp.L.Q.703. 1977. 註 pp.728-729.

(38) Weintraub, 前出 p.355.

(39) R.J. Weintraub, "Methods for Resolving Conflict of Laws Problems in Mass Tort Litigation", Univ. Ill.L.Rev. 1989, pp.129-156. (2) 同「」 p.147.

(43) P.John Kozyris, "Values and Methods in Choice of Law for Products Liability: A Comparative Comment on Statutory Solutions", 38 Am.J.Comp.L.475 (1990).

(44) 同「」 p.489 n.33.

(45) 同「」 pp.499-507 を参照。

(46) 同「」 pp.507-508.

(47) S.C. Symeonides, "Problems and Dilemmas in Quantifying Choice of Law for Torts: The Louisiana Experience in Comparative Perspective", 38 Am.J.Comp.L.431 (1990), nn.130 & 131 (at 467-468).

(48) 駁論「P.E.Herzog, "Recent Developments in Products Liability in the United States", 38 Am.J.Comp.L.539 (1990)」を参照。

(49) Council directive of 25 July 1985 on the approximation of the law, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (85/374/EEC). 駁論「J.L.」 "Statutes of the European Community Member States passed in response to the product liability directive", 32 I.L.M.1347-1413 (1993) を参照。

(50) 指令第一六條。

(51) 指令第一五條(2)。

- (52) P.Kelly & R.Atree (editors), *European Product Liability*, 1992, pp.499-500. cf. 32 I.L.M.1350; H. Duintjer Tebbens, *International Product Liability*, 1979, at p.357.
- (53) Kelley and Atree, 前出 p.477.
- (54) 1978 O.J. (L 304), p.36 に掲載されている正文の英語版。
- (55) ブラッセル条約第五条第三項の“place where the harmful event occurred” という表現の解釈につき、一九七六年十一月三〇日のECJ 裁判所判決 (case 21/76), [1976] ECR 1735 (“Mines de Potasse” 事件として広く知られている)。
- (56) G.A.L.Droz, *Pratique de la Convention de Bruxelles du 27 Septembre 1968*, 1973, Nos 132-133, pp.57-58 を参照。
- (57) *Actes et documents. Douzième session*, 1972, Tome III, p.260.
- (58) フランス語では「前者が「定款で定められた地 (siège statutaire)」であり、後者が「現実の本拠地 (siège effectif réel)」である。同上, No.132, p.57.
- (59) このことは、少なくともフランス、ドイツ、イタリア、ベルギーに当てはまるように思われる。同上。
- (60) 筆者が仄聞するところによれば、航空機墜落事故の場合、ハーグ条約

が事故発生国の裁判所により適用される法律を明確にしている中で、裁判外での請求権の処理を円滑に進めることができるのである。

(61) 38 Am.J.Comp.L. 499-501 (1990).

私は「原則として」この点に関する彼の分析に賛成する。

(62) 同上, pp.501-507.

(63) 同上, p.506.

(64) 前出「注(60)」を参照。

V

二〇年後の再評価

一九七三年条約の評価は比較的簡単である。その運用に関する批判は、これを批准している八カ国において全く生じていない。この条約があまりにも複雑過ぎるのでこれを修正しようという提案は、ハーグ会議において支持を得られなかった。これを批准している国々がこの条約をそれほど複雑であるとは考えていなかったからである。この条約の修正を提案した国の一つ（フィンランド）は、その後この条約を批准した。

アメリカの学者は、この条約の個々の点についてあら探しを続けて

いるが、概ねこの条約のルールは賢明なものであり、現在の混沌とした状況を改善する重要なステップであると考えている。準拠法決定について裁判所に自由に提案しうる現状にメスを入れることを弁護士が受け容れるかどうかはわからない。しかし、近時のアメリカにおける製造物責任の危機的状況は、準拠法に関して詳細で予見可能性を担保したルールを導入すれば、保険会社による和解が促進され、また、一般的に効率的で費用のかからない訴訟が可能となるだろうということを、裏側から示しているようにも思われる。

日本はこの条約を批准していないが、その方針は再検討されるべきではないだろうか。非常に大きな産業力を有する日本がこの条約を批准すれば、アメリカもこれに促されて条約批准の方向に可能性が生じ、このことは、製造物責任の領域におけるより効果的でより公平な訴訟を促進する大きなステップとなるのではあるまいか。この条約を推奨するメッセージとして、現在の批准国が本条約に不満を全く抱いておらず、それどころか満足の意を表明しているということ以上のものはあるまい。

月刊登記先例解説集

毎月1日発行
年間購読料9,900円(税込)

『月刊 登記先例解説集』は、昭和36年の創刊以来、登記・供託実務をリードする実用専門誌として、関係法令の立法・改正、通達・回答、新判例等についての法務省民事局担当官・登記官による迅速・詳細な解説をはじめ、登記・供託実務上の問題点の解明、主要先例の分析、読者からの質問に答える実務相談欄等々、充実した内容を毎月提供しています。各界に高い評価を得ている本誌は、登記・供託実務に携わる方々の必読・必携誌です。